

第三系

労働組合、設立者、組合規約ヲ作り之ニテ、事項ヲ記載スル一名稱、二目的、三主ナル事務所、四組合員、資格ニ関スル規定、五組合員、加入脱退ニ関スル規定、六組合、大会其他、会議ニ関スル規定、七、組合、執行機関并ニ其他役員、権限、資格及責任ニ関スル規定、八、加入金及組合費徴収方法並ニ会計ニ関スル規定、九、組合、組合員名簿ニ関スル規定、一〇、組合規約、変更ニ関スル規定、一一、組合、聯合、合併ニ関スル規定

第四系

労働組合、大会、執行機関之ヲ招集ス、組合員三分一以上、若シ其目的ヲ定メテ招集ノ要求アリタル時執行機関之ヲ招集ス、

第五系

労働組合ハ組合員扶助ノ目的ヲ以テ販賣組合、購買組合又ハ生産組合ノ事業ヲ営ム場合ニ産業組合法ヲ適用セズ、労働組合對シテハ、所得税、營業税及登録税ヲ免除シ

第六系

又組合ト組合員ト間、法律行為ニ関シテハ印紙税ヲ免除ス、

第七系

労働組合ハ労働紛議ニシテ役員ノ他組合員ハ他人加ヘタル損害ヲ賠償スル責任ナシ

第八系

雇主又ハ労働者役員ハ労働組合ノ組合員ニシテ故テ以テ労働者ヲ解雇シ又ハ雇傭ノ申込ニ拒絶スルコトヲ得ズ

第九系

組合員ハ組合規約、章程及ニヨリテ組合又ハ組合員及ボシタル措置ヲ監督スル責任ナシ

第一〇系

労働組合ハ雇主又ハ労働者ト労働協約ヲ締結シタル場合ニ於テ之ニ及スル組合員ト雇主ト單獨契約締結ハ無効トス

第一一系

労働組合ハ聯合又ハ合併スルコトヲ得、聯合組合及合併組合ニハ本法ノ規定ヲ準用ス、

第一二系

労働組合ハ九ノ事項ニヨリテ解散ス、一、組合規約ヲ以テ定メタル解散事由ハ発生スニ解散ノ処分